

明治期の天皇制教化と学校儀式

小野雅章

はじめに

本稿の目的は、三大節学校儀式、卒業式・入学式などの学校儀式の成立とその展開過程を、近代学校が発足する1870年代から、卒業式・入学式などの学校儀式全体が三大節学校儀式に準ずるものになり、天皇制教化のための重要な「装置」として機能するようになる1910年代までを射程にし、その具体像を探ることにある。

明治期の学校儀式に関する研究は、近代天皇制と教育との関係を究明することから開始された。これらについては、佐藤秀夫^①、籠谷次郎^②、今野敏彦・山本信良^③らの研究をあげることができよう。佐藤の研究は、森文政期に導入された国家祝日（紀元節・天長節）における御真影への拝礼、唱歌と校長訓話を基本的な内容とする学校儀式が、教育勅語発布以降にその「奉読」が加わるとともに、規程（文部省令）による挙行義務を有する天皇制公教育の教化の「装置」となるプロセスを明らかにした先駆的な研究である。籠谷の研究は、三大節学校儀式の成立過程や天皇制教化に御真影の果たした役割など、佐藤の研究を批判的に検討したうえで、その端緒を1880年代中頃とともに、儀式の重要な「道具立て」としての御真影の普及状況にも論究したものであるが、史料の発掘が十分でないという時代状況もあり、書き換えが必要な部分が認められる。佐藤、籠谷の研究により、三大節学校儀式の成立と普及を契機にして、これが近代天皇制の教化の「装置」になっていく過程を明らかにし、近代天皇制と教育との関係史研究を大きく進展させたと評価できる。

今野・山本の共同研究や今野の研究は、考察の対象を三大節学校儀式に限定せず、卒業式・入学式などの学校儀式、さらに運動会、学芸会など学校行事などに広げた。ここで論証された史実そのものは貴重であり評価できる部分もあるが、明治維新以降に成立・普及した学校儀式や学校行事は、すべて学校を「媒介」とする天皇制イデオロギーの教化のための「装置」であったことを前提としており、明治政府の時々の政策の転換に対応し、学校儀式・学校行事の性格が変化するという視点が不十分であることの憾みがある。

こうした一連の研究とは視点を異にし、三大節学校儀式より早い時期に成立した開校式や卒業式の実像を明らかにした研究として、宮坂朋幸、有本真紀の研究がある。宮坂の研究^④

は、明治初年の開校式について、京都府を事例にしてその実態を論証したものであり、近代学校の初発期の学校儀式という、これまで等閑視された学校儀式研究に新たな地平を拓いたものと評価できる。

有本の研究は、卒業式の成立と展開とそれがその後の学校儀式に与えた影響について論究したものである。有本は、それまでの研究が祝祭日学校儀式に焦点が当てられ、「他の学校儀式を対象とする研究の遅滯が見逃されてきた」⁵⁾との問題意識により、卒業式を取り上げ、近代学校発足時から明治後期を射程にして、学校観の変遷にともなう卒業式の性格の変容を明らかにした点は評価できる。しかし、教育勅語発布以降の近代天皇制と教育との関係性が確立して以降に定型化され、天皇制公教育の教化の「装置」となった三大節学校儀式がひな型となり、それ以外の学校儀式（卒業式、入学式、始業式、終業式など）も「君が代」齊唱と教育勅語「奉読」をともなう儀式内容へと再編されることの重要性についての論究はみられない。

総じて、これまで進められた学校儀式研究は、①祝祭日学校儀式に焦点づけて、これらの天皇制教化のための「装置」としての実像を、教育勅語など教育関係の詔勅や御真影の普及などとの関係で論じる研究、②明治初期から学校行事が天皇制教化「装置」とすることが強く意識され、それが具体化する過程を論じる研究、③祝祭日学校儀式とは別の系統として、開校式や卒業式などの学校儀式の性格を論じる研究が進められてきたと総括できる。しかし、学校そのものが、1870年代の等級制による厳格な試験による近代化に資する人材養成の「場」から、1890年10月30日の教育勅語発布以降、国体主義にもとづく天皇制国家の発展に資する人材養成の「場」へと転換することにより、学校儀式の性格に大きな転換があったという視点から学校儀式を検討した研究はほとんどみられない。

本稿は、このような問題意識のもとに、明治期初期の近代学校発足以前の前近代の学習機関（藩学や手習塾）の儀式・行事を概観したうえで、佐藤秀夫、天野正輝、山根俊喜などにより進められてきた明治期の学校観、あるいは教育内容の変化などに論究した研究⁶⁾を視野に入れつつ、公文書資料を主たる史料とし、前近代の学習機関の儀式や行事の影響を受けて、それぞれ別々の性格を有していた入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校儀式が、教育勅語発布以降、次第に三大節学校儀式に準ずる内容に統一され、天皇制教化のための「装置」として再編されていく過程を明らかにするひとつの試みである⁷⁾。

1. 近代学校の発足と学校儀式——近代化推進の拠点としての学校と儀式

1) 学制発布以前の学習機関における儀式

日本の教育の近代化は、基本的に前近代の教育を基本的に否定することで、進められたが、教育の近代化が進められるなかでも、前近代の学習機関（学問所・藩校や手習塾）の儀式・行事が近代以降にも影響を与えたものも確認できる。幕臣や藩士に儒学を教授するために設置された学問所・藩学で最も重視された儀式が、孔子、および「孔門の十哲」などを祀る祝

奠（せきてん）であった。釈奠は中国で行われていた孔子や儒教の先哲を祀る儀式であり、それが古代日本に伝わり大学寮で実施されていたが、大学寮の衰退とともに、ほぼ消滅していた。これが、江戸時代に復活し、学問所で近世武家社会に沿うような形に変容し、再度注目されるようになった。これは、孔子廟の前に祝文や供物を捧げ、儒学の尊重とその学習への邁進を君主・家臣ともに孔子、「孔門の十哲」に向かい誓い合うものであり、「統治の一環として教学をとらえるという政治的な教育把握において、近代学校での国家祝日学校儀式の先端をなすもの」⁸⁾ ものであった。学問所で実施された近世の釈奠は、その後、各藩の藩学でも、これに準じて実施された。各藩学の釈奠は、それぞれの事情に合わせて、祭祀の対象が変化することもみられ、「やがて神話の神や『皇祖神』なども藩校の祭祀における登場が許され、近代以降、学校儀式の対象が天皇（御真影）にとって代わる」⁹⁾ ことにより、近代の祝祭日学校儀式にも一定の影響を与えたと考えられる。釈奠は武家を対象とした学問所・藩校の儀式であり、参加者も上中層以上の武家に限られており、直接的に近代学校の儀式の源流とは指摘できないが、教学を「統治の一環」としてとらえ、そこに儀式を導入するという方法は、天皇制公教育における学校儀式にも共通する発想であった。

一方、庶民の学習機関とされる手習塾にも、席書（せきがき）・書初、天神講など、独自の儀式（行事）が存在した。席書については、「全ク習字獎励ノ為メ席上揮毫ヲナサシルモノニシテ毎年四月、八月ノ二回之ヲ舉行スルモノトス」¹⁰⁾ との記載が確認できる。これは筆子の作品を室内に飾り、参観者の批評を可能にしたうえで、揮毫席を毛氈で飾り、正装した師匠による指導の様子を一般に公開する行事であった。師匠が筆子に「赤飯ヲ与フルヲ例」¹¹⁾ もあった。正月（5日が主流）には、書初があった。「書初モ亦席書ト異ナルナキヲ以テ贅セズ」¹²⁾ とあるので、席書と同じ趣旨の儀式（行事）であった。年始当初の儀式（行事）ということで、師匠は手習いが終わった後、筆子たちに、「或ハ汁粉、或ハ安倍川餅、或ハ屠蘇酒、或ハ蕎麦ヲ」を振舞うとともに、「年甫トシテ、別ニ筆墨等ノ贈物ヲナセシモノアリ或ハ福引ノ遊戯ヲ催シ種々ノ物品（凧、毬、羽子板等）ヲ贈リシモノアリ」¹³⁾ という、筆子の楽しみ交えた行事としての性格も持っていた。天神講（天神祭）も手習塾の重要な儀式（行事）であった。天神講については、「毎月二十五日が天神様の祭典日で天神経を読み油飯を駆走し生徒第一の楽し日に一日を遊ぶ」、「手習所の一隅に天神様を祀れる祠を安置し毎月二十五日に採点を行ふ 筆子一人一厘二厘を寄附し昼過ぎ御神酒を買ひ供物を奉り祭典を行ひ一同大楽しみの日なり」、「二月二十五日 各自錢及米一二合を持ち寄り色々料理をなしそれを天神様に供へる この日は天神画像を出し又天神経を読ませる。そこで師匠よりの御説教に一同傾聴しその日を愉快に暮す」¹⁴⁾ などの記録がある。学問の神としての「天神様」に向かつて手習いの上達を誓うための儀式であると同時に、会食などを交えた「憩い」の行事でもあった。

明治政府成立直後の近代学校制度発足以前の教育機関の学校儀式についても、わずかながら確認することができる。明治2年、京都府は市内各町組（上京・下京それぞれ32組）に一

つの小学校を設置して、町組会所を兼ねることにした。これを番組小学校というが、最初の落成した二十七番組小学校の落成式の記録が残されている。「上京第二十七番小学校第一ニ落成セリ府庁ハ先ツ小学校開業式ヲ制定シ知事僚属率テ臨校シ講師ヲ定メ学校創立ニ功勞アルモノヲ賞シ組内高寿人孝子義僕ヲ呼出シ賞典ヲ行ヒ其儀頗ル整ヘリ爾來各校皆之ニ準ス」¹⁵⁾と伝えられている。落成式には、知事以下が礼装により出席し、重々しい儀式が行われた。学校設立のための功労者や町組内居住の老人・善行を行った人々顕彰するなど、伝統的な「仁政ポーズ」が採用されているが、天皇制との関係などは見られない。

番組小学校では始業式（小学校稽古始式）の挙行も確認できる。府による公式の「稽古始式」は、知府事以下の諸役人、各組役員が臨席し、「町役心得条目」の朗読と「儒書講釈」、菅原道真（天神様）と孔子（聖像）への拝礼とが実施された。その後、各町組の代表に「神酒」が配布され、それを各組小学校へと持ち帰った¹⁶⁾。その後、各番組小学校では、それぞれ「稽古始式」が実施された¹⁷⁾。

菅公や孔子の像を掲げてそれへの「拝礼」を行い、「儒書」や「経」の講釈を行い、「神酒」と称する「振舞酒」を振舞うなど、近世の藩学や手習塾における儀式からの影響が強い儀式であった。学制発布以前の学校儀式・行事は、明治政府樹立後も近世の影響を強く受けたものであった。何れも子ども達の「学び」を確実にするためのものであった。

2) 教育の近代化推進と学校儀式

明治5年の学制発布により、全国規模の本格的な近代学校制度が発足した。明治政府にとって近代化の推進は、何にも優先する重要政策であった。そのための人材養成の手段として、教育は近代化政策の一端を担うことになった。全国一斉に設立する近代学校は、近代化に貢献する人材の養成機関であり、人々の新たな生活に必要な欧米の文化・技術を受容する重要な「場」であった。明治政府は、身分制を解体し、学校教育による人材育成に着手した。明治初期の学校は人材選抜の「場」として設定され、基本的には個人の能力を基本にした競争の「場」であった。発足当初の近代学校にも、学校儀式は存在したが、それは、森文政期や教育勅語発布以降の学校儀式とは異なる性質のものであった。この時期に確認できる学校儀式は、開校式（開講式）・新年祝賀式・卒業証書授与式（卒業式）である。以下、その概要について検討してみたい。

①開校式・開講式の挙式とその概要

明治初期の盛大な開校式の事例として、旧筑摩県の開智学校の事例を紹介したい。開智学校の開校式は1873年5月6日に挙行された。当日は、「此日永山権令在東京高木七等出仕渡辺権典事 学務掛杉浦権少属 長尾十五等等午前第八礼服ニテ出頭幹事教官始メ区長 正副戸長 学区取締 生徒一同出校ス〔中略〕第八時ヨリ生徒ハ勿論市村ノ老幼続々トシテ雲集セリ 各坐位定マリ七等出仕ヨリ幹事教官及ヒ学校世話訳等へ尽力ノ褒辞アリ 尚ホ典事ヨリモ将来ヲ勵勵シ学務掛ヨリ校則ヲ読授シ畢テ教師講義ヲナス」¹⁸⁾とあり、県官、幹事・教

官・区戸長・学区取締・学校世話役や児童が参加し、校則を教え教師が講義を行う、大々的な儀式であった。

その一方で、開校に際して儀式や祝辞など全くなかった事例も確認できる。秋田県西馬御音内学校は、その沿革誌には、「明治七年四月二十五日西馬音内学校創業ス〔中略〕然ルニ其当時ハ儀式又ハ祝詞朗読或ハ祝宴等モナク只一同協議シテ校内ノ準備及教員ノ配置方法等ニシテ別ニ記スヘキノ事項ナシ」¹⁹⁾とあるので、同校は、開校に際して儀式の類は一切行わなかつたのであろう。この二つの事例からは、明治初期の開校式・開講式は定型化されたものではなく、それぞれの地域により多様であり、様々な形態が存在したことが確認できる。

②明治初期の新年祝賀式

近代学校制度が発足し、従来の手習塾の教授・学習を否定し、近代教授法を全面的に導入した近代学校であったが、1870年代の段階でも、前近代の手習塾の儀式（行事）の影響を残すものがあった。例えば、京都下京第三区の正月の拝賀式は、以下の通りである。

〔明治－筆者注〕十二年一月一日の拝賀式は午前五時区長戸長九人、会計係五人、火防取締四人、各町の五人組頭一人づゝ二十七人及び書役二人が礼服又は麻上下で総礼の式を行つたのであるが、其の順序は先づ区長年始を祝し、続いて書役が市中制法を読んだ。尚飾付は床に孔子と天神の軸を掛け鏡餅と神酒とを供へ、梅に南天と椿の花を供へた。其の前で一統が熨斗を頂いたのである。本日各町幕を張り、国旗を掲げ、軒提灯を差出したといふから、一般の祝賀気分も判る。それが十三年には床に忠孝の書物を掛け、十四年には今上皇帝の御軸を掛け奉り、洗米、熨斗、灯明を供へて居るから非常な変化である。而も未だ学校は休みである²⁰⁾

これは、1879年から1881年頃にかけての記録である。前近代の手習塾の儀式（行事）の影響を残しつつも、次第に近代国家を構築するための国民教育の儀式（行事）として、その内容が国家を意識させるものになっている。1879年時点では儀式における飾り付けが、孔子・天神像であったが、1880年になると「忠孝の書物」になり、1881年には「天皇の軸」に変化しており、学校儀式が次第に国家を意識するものへと変容していく過程をここにみることができる。しかし、儀式への参加者は、地域の有力者に限定されており、子どもは参加してはいない。学校を天皇制教化のための「装置」とすることを強く意識し、その儀式に子ども達を動員する発想には至っておらず、過渡的な性格なものであったと指摘できる。

③試験・卒業証書授与（卒業式）の実態

もう一つ古くから確認できる学校儀式として、卒業証書授与式（卒業式）がある。ただし、明治初期の卒業証書授与は、学校行事としての試験と一体不可分の関係にあり、その後に一般化する卒業式とは性格が異なっていた。明治初期の学校は、編制原理として等級制を採用した。等級制は厳格な試験と表裏一体の制度であった。小学校は上等小学・下等小学の二つ

の区分に、それぞれの内部を第八級から第一級の八つの「級」に分け、ひとつの「級」の学習期間は6ヶ月であり、月ごとの小試験（月次試験）で学習状況を確認し、その成績により席順などを確定した。半年後のそれぞれの級の学習修了後に中試験（進級試験）があり、及第（合格）すれば次の級への進級が認められ、落第（不合格）であれば原級留置となり、再度同じ級で学習をしなければならなかった。しかも、二回連続で中試験に落第すると退学処分の課せられた。さらに、第一級の修了後、大試験（卒業試験）に合格して、初めて卒業が認められるという、試験の結果が評価の基準であった。

1877年5月9日付千葉県令柴原和発区長学区取締戸長宛千葉県達「乙第百八十号」²¹⁾によれば、定期試験には、県吏員、師範学校教員が派遣され、立会のうえで試験を実施するよう命じている。その試験は、「読方、書方などは個別に試験し、筆答は一団として課し、又口頭試問などもあつた。試験が済んでから答案を調査し及落優等を判決して発表する」²²⁾という、最も重要な学校行事であった

試験当日の様子は、「丸で御祭騒ぎである。学校の門前両側には飴菓子などを売る露店が、廻狭き迄に陣取つて居る。野次馬は右往左往する。全く儀式会合の時の様である。役人は出張して鹿爪らしく控へて居る。生徒はよそ行き着物を着、父兄又は家の人が付添つて暁の星を戴いて出校する」²³⁾と述べているように、学校にとって大きな行事であった。

試験当日は早朝から教員は、「受持ちの如何に係はらず」全てが出動してこれに対応した。答案の回収、点検、採点などを分担したが、それでも多忙を極めるため、近隣の学校が「互に手伝ひ合ふ」ことがあった。試験が終わった後否判定まで二時間以上を要し、結果が出るまで生徒たちは待ち続けなければならなかった。試験合格者に対して、「免状〔卒業証書〕や優等賞状を渡して生徒が退散する迄には下級は早くて日没前後、上級は夜の十時十一時近く迄及ぶ」²⁴⁾、長時間に及ぶ物々しい行事であった。

試験の結果の判定の後に及第（合格）者には、その日のうちに卒業証書の授与が行われた。成績優秀者に対しては、「殊に小学上下等卒業者には県令から夫々賞与され、且つ奨励の為県報にも其氏名を告示された」²⁵⁾と、卒業証書授与のほかに褒賞も行われた。卒業証書授与は、数々試験に勝ち抜き、最終的に大試験に及第したことの証明であった。明治初期の卒業証書授与や褒賞は、あくまでも卒業生である個人を対象にしたものであり、集団性や帰属性とは全く無縁であった。

3) 森文政と学校儀式の変化

明治政府は、明治初期から近代化の方向性をめぐる試行錯誤のすえ、「明治十四年の政変」を契機にして、日本の近代化の範をプロイセン王国に求めることにした。欽定憲法を制定し、立憲君主国家としての近代化を進めることになり、その「象徴」としての国家元首である天皇の存在を、教育によって周知する必要性に迫られることになった。

「明治十四年の政変」以降、天皇の存在が学校教育で強く意識されるようになった。この

当時の国家祝日の学校儀式について、次のような記録が残されている。「〔明治－筆者注〕十六年から天長節には訓導も各自賀表を捧呈することになったが児童は矢張り休みであり、戸長、学務員、訓導等は午前十時中学講堂に出頭して府の拝賀式に参列した。尤も其の前早朝各学校の講堂に今上皇帝皇后宮の御輿或は御写真を掲げ奉り、区長、戸長、学務員、訓導等が拝賀したやうである」²⁶⁾との記述は、この状況をよく示している。後日の回顧談であるため、1883年に公立レベルの学校に天皇の御写真を「奉掲」したような記録もあり、史実と異なる点もあるが、次第に国家の政策のなかに教育が取り込まれる状況をよく示していると思われる。1885年の天長節に際して、山口県師範学校は、「十一月三日 天長節拝賀ノ式ヲ挙ク是ニ先ツ數月本校長管内諸学校ニ於テ祝祭日儀式挙行セラレンコトヲ県令ニ建議ス県令之ヲ納レ諭達ヲ發ス是ニ於テ永ク学校ノ典礼トナル」²⁷⁾との記録を残している。立憲君主国家を構築するための本格的な準備が開始される時期に、天皇・天皇制と学校・教育との接近が、学校儀式を通して開始されたことが確認できる。

学校儀式を国民養成のための有効な手段と位置づけ、全国規模で普及させたのが、初代文部大臣森有礼であった。森は学校をして、国民養成のための重要な「装置」として位置づけた。森は、子ども達に国家を意識させるような「装置」を積極的に導入した。そのひとつが国家の祝日における学校儀式であり、1886年頃に「内訓」により、その実施を指示したことにより、全国的に普及した。森は、1886年の演説（日時不詳）で、「天長節紀元節ハ國家ノ大祝日ニシテ臣民一般ニ之ヲ慶祝スヘキハ勿論ナリ、自今右両節ニ於テハ尋常師範学校ハ勿論、尋常中学校小学校其他ノ諸学校各々其校ニ教員吏員生徒ヲ集メ祝賀式ヲ挙行スルヲ要ス、而シテ其式ハ専ラ唱歌ニ由ルヲ可トス、此ノ如クスルトキハ自ラ忠君愛國ノ志氣ヲ興シ教育ノ上進モ亦大ナリ」²⁸⁾と、祝日学校儀式の必要性を説いた。森が奨励した学校儀式は、紀元節と天長節に限定し、国家神道との関係の深い祭日は式日から除外したこと、儀式は唱歌を中心とするものであること、学校儀式挙行の指示は「内訓」に止め各学校の自発性と儀式内容の多様性を認めたことに特徴があり、教育勅語発布以降に定型化する祝祭日学校儀式と比べると性格が大きく異なっていた。

紀元節・天長節を中心とする学校儀式の挙行が全国的に普及するのとほぼ同じくして、天皇の肖像写真である御真影も広く学校に向けて「下賜」する体制も構築された。1887年9月、それまで官立学校にのみに限定されていた御真影「下賜」を、府県立の中等教育機関にまで拡大し、その端緒として沖縄尋常師範学校に天皇の御真影を「下賜」した。その政策的意図は、祝日学校儀式に御真影を「奉掲」し、それを拝礼の対象にすることであった。1887年9月に東京府が宮内大臣宛に提出した御真影の「下賜」申請願は、「本府尋常師範学校尋常中学校ニ於テ天長節紀元節一月一日授業始等ニ各生徒ヲシテ 主上皇后陛下御尊影ヲ拝セシメ候様致度」²⁹⁾とある。こうして、祝日学校儀式には、御真影への拝礼が導入されるようになった。

尋常師範学校・尋常中学校など、府県立の中等レベルの学校に対して御真影「下賜」が進み、1888年をピークとして府県立の中等レベルの学校への御真影「下賜」が進み、1890年頃

には、ほとんど全ての府県立学校に御真影が行き渡り、御真影は祝日学校儀式にとって必要な「道具立て」として認識されるようになった。御真影の「下賜」対象は、その後も拡大した。1889年12月には、「他ノ模範トナルヘキ優等ノ学校」³⁰⁾と条件を付しながらも、公立高等小学校への御真影「下賜」を認めた。その後も御真影の「下賜」は拡大し、1920年代に入ると、最も学校数の多い公立尋常小学校など、ほぼすべての学校が御真影の「下賜」対象になった。

初代文部大臣森有礼の教育政策以降、学校教育に兵式体操、運動会、師範学校に軍隊的生活に模した規則など、国家主義的観点からの「臣民」養成機関としての要素が積極的に採り入れられるようになった。祝日学校儀式における「臣民」養成の「装置」としての期待は大きかった。ただ、森文政期は、大日本帝国憲法や教育勅語発布以前のことであり、明治政府が目指す国家像についても、未確定な部分が残る状況にあった。そのため、学校儀式で忠誠を示す対象としての天皇を介在しての国家に収斂するのか、天皇や天皇制に収斂するのかの問題、学校儀式の形式もそれぞれの学校の自発性に依拠するのか、あるいは、法令により強制するのかなどの諸点において意思統一が図られることはなく、それらは次の時代の「宿題」として残されることになった。

2. 教育勅語の発布と学校儀式——「臣民」養成機関としての学校と儀式

1) 教育勅語の発布と戦前日本の教育理念

森有礼により、祝日学校儀式は、「臣民」養成のための「装置」としての性格を顕著にするとともに、それは全国規模で実施されるようになった。森文政期は、教育勅語発布以前であり、この国の教育理念についても未確定であった。教育勅語発布の直接的な要因になったのが1890年2月の地方長官会議で議決された「德育涵養ノ義ニ付建議」であった。その審議過程で、森文政について、「今日断然タル措置ヲ以テ、國家主義德育ヲ基礎トシテ十九年文部省達〔森有礼による一連の施策を指す—筆者注〕ノ精神ヨリ先ツ改メ」³¹⁾との言及があった。この発言は、明らかに森文政批判であり、教育勅語発布の背景には森文政の否定があった。教育勅語発布の動機のひとつに、森文政を否定する意図があったことは明らかである。教育勅語の発布は、この国の公教育（学校）と天皇・天皇制との関係に大きな変化をもたらした。大日本帝国憲法の施行により立憲君主制国家としての体裁を整え、日本社会が急速に西欧化することに危機感を抱いた山県有朋など政権内の保守派が、それへの「足枷」としようとする意図のもと、教育勅語発布が構想されたのである。

地方長官会議による「德育涵養ニ付建議」を受け取った首相山県有朋は、教育勅語発布に向けて本格的な準備を開始した。山県は、教育勅語の起草を当時美文家として知られた帝国大学文科大学教授中村正直に依頼した。中村は、これを起草して山県に提出した。中村草案は、「人の心に神ありと考え、人の心は天に通ずるといい、神儒仏何れも忠孝仁愛においては一致しているとして、宗教心に人倫を求めて、そこから善を導きだしている」³²⁾ところに特徴があった。

山県はこの中村による草案を内閣書記官長井上毅に示し、意見を求めた。井上は、「此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ〔中略〕今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘバ君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ〔中略〕勅諭ヲ發シテ教育ノ方向ヲ示サルハ政事上ノ命令ト區別シテ社會上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルベシ」と指摘し、「文部ノ立案〔中村草案のこと—筆者注〕ハ其体ヲ得ズ」³³⁾と、これに否定的見解を示した。井上は、教育勅語を発布することは、「実ニ二十二樓台ヲ架スルヨリ難事」³⁴⁾と認識していた。山県は、井上の意見を受け入れ、中村草案を採用せず、新たな草案の起草を井上毅に依頼した。井上は当初は難く固辞したが、郷里の先輩でもある天皇側近の元田永孚の説得もあり、これを受け入れた。教育勅語の起草は、井上が起草の中心を担い、井上の文案に元田が意見を提示し文案を練る形式で進められた。

周知のとおり、教育勅語は、その冒頭は、「朕惟フニ我力皇祖宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世世厥ノ美ヲ済スルハ此レ我力國体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」である。ここでは、國体史觀に立脚する日本の独特の国柄である「國体」が日本の教育の拠りどころである規定している。日本の教育理念を國体史觀による歴史的存在であると同時に統治制度の頂点にたつ天皇・天皇制に求め、教育と天皇・天皇制との一体関係を強調するところにこの勅語の大きな特徴があるといえよう。教育勅語の発布を契機に、日本の教育と天皇・天皇制とは一体不可分の関係になった。

2) 教育勅語発布と学校儀式

教育勅語は天皇の個人としての「著作公告」という形式を採用し、大臣の副署をともなわず、政治性を極力排除した。これは、近代立憲君主国家は、「臣民」の良心には介入しないとの原則を堅持するための措置であった。教育勅語は近代日本の法体系のなかでは下位に属する文書であったが、日清・日露戦争を経て、天皇の権威が高まるにしたがい、大日本帝国憲法以上の存在のものと認識されるようになる。

教育勅語発布の翌日の1890年10月31日に文部省は「訓令第八号」を発し、教育勅語の発布を公告し、その別紙として、教育勅語本文と文部大臣訓示を添付した。その文部大臣訓示は、「殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会集シテ 勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アルヘシ」³⁵⁾と、「学校ノ式日」などに教育勅語「奉読」を実施するように言及していた。こうして、森の発案による学校儀式の重要な式目に教育勅語「奉読」が位置づけられるようになった。その結果、学校儀式にとってもう一つの重要な「道具立て」である御真影の性格も、国家元首の肖像写真から國体主義に立脚した国家元首の肖像写真へと変容した。こうして、御真影・教育勅語は、学校儀式の重要な「道具立て」として、國体主義にもとづく天皇・天皇制イデオロギーの教化するための重要な「装置」になった。

教育勅語発布の直前の1890年10月7日に第二次小学校令が発布された。第二次小学校令は、すでに教育勅語の発布などを前提にしながら、小学校を国体主義にもとづく天皇・天皇制の教化の「装置」とする方針を明確にした。第二次小学校令第15条は、「小学校ノ毎週教授時間ノ制限及祝日大祭日ノ儀式等ニ関シテハ文部大臣之ヲ規定ス」との条文である。これにもとづき、文部省は1891年6月に「小学校祝日大祭日儀式規程」(文部省令第四号)を制定した。祝日学校儀式の内容が法令として明確化された。その儀式の基本的内容は、①御真影への「拝礼」、②教育勅語「奉読」、③校長訓話、④式歌齊唱であり、ここに、祝日学校儀式の原型が成立した。

「小学校祝日大祭日儀式規程」によって規定されたそれぞれの儀式内容は、森有礼が推奨した国家祝日学校儀式、その後の教育勅語「奉読」の儀式など、それまでに慣例化した学校儀式と比べても、目新しい儀式内容が加えられたわけではなかったが、以下の点でそれまでの祝日学校儀式とは性格が大きく異なっていた。第一点は、それまでの式日が紀元節、天長節、四方拝（一月一日）に、元始祭（1月3日）、孝明天皇祭（1月30日）、春季皇靈祭、神武天皇祭（4月3日）、秋季皇靈祭、神嘗祭（10月17日）、新嘗祭（11月23日）などの、大祭日が加えられた。この結果、学校の式日に国家神道の祭日が加えられることになった。しかも、国体主義の観点から祝祭日に序列をつけ、それぞれの儀式の内容の違いとして明確化した。これにより、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭の五祝祭日にのみ、御真影への「拝礼」、教育勅語「奉読」、校長訓話、式歌齊唱の儀式全てを行い、孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭の四祭日には校長訓話と式歌齊唱のみ、そして、一月一日には御真影「拝礼」と式歌齊唱を行うことになった³⁶⁾。

第二点は、学校儀式の内容が法令により統一されたことである。「小学校祝日大祭日儀式規程」で定められた儀式内容そのものは、従前の祝日学校儀式の内容と大きく変わることはなかったが、これ以降、儀式内容を詳細に定め、それを全国一斉に共通の儀式として強制することになり、国体史觀にもとづく天皇・天皇制教化のための儀式が、全国一斉に、しかも、画一的内容になった。その一面で、祝日大祭日学校儀式を民衆のレベルで根づかせるため、「生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル絵画等ヲ与フルハ妨ナシ」(第七条)など、前近代の藩学・手習塾の行事の内容の一部を取り入れる配慮も認められるものであった。

森有礼が発案して全国に普及した、紀元節・天長節を中心とする国家祝日における学校儀式は、「小学校祝日大祭日儀式規程」制定により、国家神道の祭日である大祭日も学校の式日に加えられた。これにより、祝祭日学校儀式は国体史觀にもとづく天皇・天皇制教化のための必要不可欠な「装置」へと変容した。第二次小学校令、および教育勅語の発布、「小学校祝日大祭日儀式規程」の制定により、学校儀式を通して学校教育のなかに国体主義にもとづく天皇・天皇制が深く根づくことになった。

3) 「第三次小学校令」と祝祭日学校儀式の定型化

「小学校祝日大祭日儀式規程」制定により、その原型が成立した天皇・天皇制教化の「装置」としての祝祭日学校儀式は、その後10年かけて整備され、三大節学校儀式として定型化した。「小学校祝日大祭日儀式規程」は、式日と儀式の内容を規定し、全国一律に実施を強制した。しかし、明治政府が定めた式日の多くは、それまでの民衆の生活慣行から全く乖離したものであり、民衆がすぐに受容できるものではなかった。儀式の内容も、儀式用唱歌や教育勅語「奉読」の方法なども未整備の状況にあり、儀式そのものの威厳が保てないばかりか、天皇・天皇制の権威を失墜させる危険性もあった。

明治政府は、地方における祝祭日学校儀式の実施状況の把握に務めた。地方からは、「〔祝祭日一筆者注〕儀式ノ如キハ一種学校固有ノモノト考ヘ」の傾向が強く、天皇・天皇制教化の「装置」として機能しておらず、儀式への参加も森文政で普及した天長節・紀元節、そして從来からの一月一日以外では振るわず、「平常出席ノ五分ノ一二充タサルコトアリ」との状況で、結果として、「從來重シタル式日ニモ其影響ヲ及ホシ一般ノ感情ヲ薄クスルノ弊害ヲ生セムコトヲ恐ル」³⁷⁾との報告さえあった。事態を重く見た文部省は、軌道修正を図ることになった。早くも、1893年5月5日、文部省は「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル件」（文部省令第9号）を発し、学校で挙行する儀式を紀元節、天長節、一月一日に限定し、その他の祭日の儀式は各学校の任意にすることにした³⁸⁾。民衆の動向に対応し、式日の回数を減じる一方で、儀式そのものの威厳を示すための措置は確実に強化された。「小学校祝日大祭日儀式規程」の制定直後の、1891年7月3日に文部省は各府県に総務局長通牒「小学校祝日大祭日儀式規程敬礼ノ件」を発し、儀式における「最敬礼」の方法がそれぞれの学校で区々で不都合なので、これを統一するとして、具体的には、「帽ヲ脱シ体ノ上部ヲ前ニ傾ケ頭ヲ垂レ手ヲ膝ニ当テ敬意ヲ表スルモノトス、但女子洋服著用ノ節ハ脱帽ノ限りニ在ラス」³⁹⁾と定めた。

森文政期に普及した国家祝日の学校儀式以来、儀式における唱歌齊唱は、とくに重視された儀式内容の一つであった。しかし、教育勅語が発布された当時は、西洋音楽が然程普及していないこともあり、「未ダ適當ノ歌詞樂譜ナキ力為往々杜撰ノモノヲ用フルモノアリ」⁴⁰⁾との状況であった。1891年10月8日に文部省は、「祝日大祭日ノ小学校用唱歌ニ供スル歌詞及樂譜ノ件」（文部省訓令第2号）を発し、文部大臣の許可が必要であることを定めた。その後1891年12月29日に「小学校ニ於テ祝日大祭日ニ用フル歌詞及樂譜ノ件」（文部省普通学務局長通牒）を発し、儀式に用いる唱歌の歌詞・楽譜については、「文部省及東京音楽学校ノ編纂ニ係ル唱歌集中ノ歌詞及樂譜ニシテ〔中略〕儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供シ差支ナキモノ」として、『幼稚園唱歌集』（文部省音楽取調掛編纂）、『小学唱歌集』初編～第三編（文部省音楽掛取調掛編纂）、『中等唱歌集』（東京音楽学校編纂）のなかから全13曲を指定した⁴¹⁾。これは、儀式用唱歌の選定に一定の枠組みは示したものの、『小学校唱歌集 初編』所収の「君が代」と『中等唱歌集』所収の「君が代」という、ふたつの「君が代」を儀式用唱歌に指定するなど、過渡的な性格を持つ措置であった。

文部省は、1893年8月12日に「小学校祝日大祭日儀式唱歌用歌詞及楽譜撰定」（文部省告示第3号）を発し、祝祭日儀式用唱歌を正式決定した。これにより、「君が代」（『中等唱歌集』所収）、「勅語奉答」、「一月一日」、「元始祭」、「紀元節」、「神嘗祭」、「天長節」、「新嘗祭」の8曲を儀式用唱歌に指定した⁴²⁾。この時点で、現在の国歌と規定されている「君が代」が祝祭日用唱歌として正式採用され、これ以降、国歌と見做されるようになった。1895年5月には、教育勅語の「奉読」方法についても基準が作られた。これは、高等師範学校の主導で女子高等師範学校との協議によって、その「奉読」法を定め、『東京茗渓会雑誌』第148号に公表された。この読み方⁴³⁾は、国定修身教科書のルビに採用され、全国に普及することになった。

以上のような経緯を経て、戦前日本の祝祭日学校儀式について、儀式を挙行する式日、「最敬礼」の方法、儀式用唱歌、教育勅語の読み方が整備された。それを整理・統合し、学校儀式の在り方再確認したのが、1900年8月21日の「小学校令施行規則」（文部省令第14号）第28条であった。その条文は、以下のとおりである。

第二十八条 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及児童、学校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

- 一 職員及児童「君が代」ヲ合唱ス
- 二 職員及児童ハ
　　天皇陛下
　　皇后陛下ノ御影ニ對シ奉り最敬礼ヲ行フ
- 三 学校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
- 四 学校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
- 五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

〔以下、略〕

この条文の趣旨は、「国民学校令施行規則」第47条にも引き継がれ、戦前日本の祝日学校儀式の基本原則であり続けた。

3. 学校儀式の定型化と天皇制教化

1) 学校観の変化と学校儀式

学校儀式の定型化には、近代日本の立憲君主制への移行とそれにともなう学校観の変化が大きく影響した。1870年代の学制発布直後の学校は、近代化に寄与する「国家有用の人材」を登用するための「場」であったが、そこは、天皇・天皇制との関係ではなく、前近代からの「既存の社会システムを無視した個人主義的・能力主義的な」⁴⁴⁾組織であり、個人の学習を最も優先する「場」であった。学校儀式・行事もこのような学校観を忠実に反映した。近代学校

制度発足当時から学校儀式・行事は存在した。開校式・開講式、正月を祝う儀式など見られた。その他、試験と卒業証書授与（卒業式）などの儀式・行事が確認できるが、これらの儀式・行事はあくまでの個人の学習の修了・確認のためのものであった。

近代日本の学校観に変化が端的に示されるようになったのは、森文政期前後であった。初代文部大臣として、森有礼は近代立憲君主制国家にふさわしい国民の養成を自らの政策課題としたが、森自身が文部大臣に就任する前後から学校観にも変化がみられるようになった。1884年に学齢未満児童の小学校への就学を禁止し、翌1885年には、それまでの6ヶ月進級制を1年進級制へと改編し、集団性を重視する学校観が台頭した。周知のとおり、森有礼の文教政策の一環として発せられた第一次小学校令、および「小学校ノ学科及其程度」（何れも1886年）は、個人主義を重視する学校の編制原理としての等級制を否定し、集団主義を前提とする学年制（学年と年齢とを原則一致させる施策）と学級制を同時に採用した。その結果、同一学級で子ども達の集団性を重視する教授・学習が行える環境が整うことになった。森有礼が重視した、「学校ノ目的ハ良キ人物ヲ作ルヲ以テ第一トシ、学力ヲ養フヲ以テ第二トスヘシ」⁴⁵⁾との学校観のもと、教育が進められるようになった。その一環として、学校における国民創出の機能を強化するため、国家祝日（紀元節・天長節）を中心とした、学校儀式が導入された。

教育勅語、および第二次小学校令の発布（共に1890年10月）により、戦前日本の教育理念と学校観の基本的枠組みが提示された。第二次小学校令にもとづく1891年11月17日の「小学校教則大綱」（文部省令第11号）は、小学校教育について、「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ、故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」（第一条）と規定した。道徳教育の中核をなす修身科は、「教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」（第二条）とし、学校教育を通じて、教育勅語の理念を徹底的に教授する体制が構築された。その結果、全ての教育内容の「德育化」が進み、読書・作文は「知徳ノ啓發」（第三条）のための教科とされ、地理は「愛國ノ精神ヲ養フ」（第六条）、日本歴史は「国体ノ大要ヲシラシメ」（第七条）することが求められた。教育勅語発布以降の学校は、「徳性ノ涵養」が何より重視されることになり、教科外の訓練、すなわち、訓育が重視されるようになった。しかも、その徳性は教育勅語にもとづくものとされた。「小学校祝日大祭日儀式規程」で規定した学校儀式のなかに、国家の祝日の他に国家神道の祭日である大祭日を加えたのはそれを象徴している。

戦前日本の小学校教育は、1900年8月の第三次小学校令はその後大きな改正を行い、1903年に国定教科書制度を導入し、1907年3月には、義務教育年限を4年から6年へと延長した。その尋常小学校は、全ての子どもに共通に同一の教育を行うことを基本方針にした。「第三次小学校令」制定時文部省普通学務局長として中心的役割を担った沢柳政太郎は、このことについて、「成るべく長く少国民が共通同一の教育を受けることは国民精神の統一上望まし

いことである」⁴⁶⁾と説明した。

その「国民精神の統一」のための基本理念が教育勅語であり、その教育勅語の趣旨徹底のために最も重視したのが祝祭日学校儀式であった。「小学校祝日大祭日儀式規程」(1891年6月)で基本的な方向性を示した戦前日本の祝祭日学校儀式は、「第三次小学校令」にもとづく「小学校令施行規則」第28条により定型化され、全ての子どもに対して「共通同一」の儀式を行う体制ができあがつた。祝祭日学校儀式の定型化は、天皇制教化のための重要な「装置」としての戦前日本の義務教育の基本的枠組みが成立したのと同時に完成した。

2) 三大節学校儀式の中等教育機関への波及

「小学校令施行規則」第28条によって定型化された祝祭日学校儀式は、その儀式内容がその後の日本の学校儀式のひな型となり、中等教育機関の祝祭日学校儀式、および入学式・卒業式、始業式・終業式などほとんど全ての学校儀式の在り方にも大きな影響を与えた。

1889年2月7日の「中学校令」改正、「実業学校令」、同年2月8日の「高等女学校令」により、戦前日本の中等教育の基本的な枠組みが完成した。1901年3月5日制定の「中学校令施行規則」(文部省令第3号)の「第一章 学科及其程度」で、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル男子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ実践躬行ヲ勧奨スルヲ以テ要旨トス」⁴⁷⁾と、教育勅語にもとづく修身教育の実施を求めた(第二条)。ついで、「第二章 学年、教授日数及式日」では、第19条で「紀元節、天長節及一日一月ニハ職員及生徒学校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ」⁴⁸⁾と規定した。高等女学校については、同年3月22日に「女学校令施行規則」(文部省令第4号)が制定され、修身教育の方針は、第2条で規定されていたが、これは「中学校令施行規則」の当該条文の「男子ニ」が「女子ニ」とある以外は、同文である。教授日数・式日については、「高等女学校ノ学年、教授日数及式日ニ關シテハ中学校令施行規則第十六条乃至第十九条ノ規定ヲ準用ス」(第23条)⁴⁹⁾とし、中学校に準じた学校儀式が挙行された。教員養成機関である師範学校については、1907年4月17日制定の「師範学校規程」(文部省令第12号)で、「紀元節、天長節及一日一月ニハ職員及生徒学校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ」⁵⁰⁾(第43条、「中学校令施行規則」第19条と同文)と規定した。

中等レベルの教育機関における祝祭日学校儀式については、儀式の実施を法令で求める一方で、儀式の次第など詳細を定めることはなかったが、その実態は、各学校の一覧などで確認することができる。例えば、東京府立第四中学校の「三大節祝賀式次第」は、以下の通りである。

- 一 午前八時 職員生徒式場ニ整列
- 一 礼 職員生徒一同(樂器合図)
- 一 御影開扉 校長

- 一 唱歌 職員及生徒「君が代」二回合唱（楽器伴奏）
 - 一 勅語奉読 学校長
 - 一 御影閉扉 学校長
 - 一 校長演説
 - 一 唱歌 職員及生徒一同「新年（ママ）・紀元節・天長節歌」合唱
 - 一 校長職員及生徒最敬礼（楽器合図）
 - 一 礼 職員及生徒一同（楽器合図）
- 右終リテ職員及生徒退席⁵¹⁾

師範学校の事例として、大阪府天王寺師範学校の儀式の事例を確認することができる。同校の要覧で確認できる儀式規程による式次第⁵²⁾は、上述の東京府立第四中学校の「儀式規程」の次第とほぼ同様である。「小学校令施行規則」第28条により定型化された小学校における三大節学校儀式は、中等教育レベルの学校の祝祭日学校儀式の基準にもなった。

3) 天皇制教化の「装置」としての学校儀式の基盤の確立

教育勅語の発布以降、教育の全般が「德育化」され、「德育ノ涵養」が何より重視されるようになった。その結果として、学校のなかに教科外の訓練、すなわち、訓育が殊のほか重視されるようになり、学校暦に多くの学校行事が登場するようになった。学校儀式は特に重視され、三大節学校儀式はもとより、その他の皇室関係の儀式、卒業証書授与式（卒業式）・入学式、始業式（開講式）・終業式など、学校にかかわる儀式全体が、天皇・天皇制教化の重要な「装置」である、「小学校令施行規則」第28条で定型化した祝祭日学校儀式（三大節学校儀式）を基準にして再編された。

この点について、滋賀県師範学校付属小学校『自明治三十五年四月一日至明治三十六年三月三十日 滋賀県師範学校附属小学校一覧』（1902年）をもとに検討してみたい。同書は、「小学校令施行規則」制定から2年経過した時点のものである。これには、「滋賀県師範学校付属小学校規則」が収められている。同規則の、「第二十一章 儀式」は、学校儀式の内容を詳細に規定した内容であり、祝祭日学校儀式が定型化されて後のかなり早い時点の実態を知ることができる史料である。

この規定による儀式は、「一 一月一日の式 一 紀元節の式 一 天長節の式 一 勅語下賜記念日の式 一 学校創立記念日 一 入学式 一 詔書授与式 一 職員送迎式 一 教生交替式 一 始業式及終業式」（第一条）となっている。これらの次第を含め儀式内容を検討すると、三大節の学校儀式を最も重要な儀式として位置付けており、「小学校令施行規則」第28条に定める儀式内容の全てを実施することになっていた。以下、学校の判断によって、三大節学校儀式の内容を基本にしながら儀式内容に序列をつけ、儀式内容を簡略化する形の儀式の次第を定めた。教育勅語下賜記念日の式には、御真影「拝礼」を除く儀式を

行うなど、学校の判断により式日の儀式内容に差異をつけた。また、この時点では、「君が代」の斉唱も三大節学校儀式に限定するものとしていた。

鹿児島県師範学校付属小学校編『明治三十九年四月 鹿児島県師範学校付属小学校一覧』(1906年)でも同様の指摘ができる。同書の「第十章 儀式規程」は、「祝日、大祭日、卒業証書授与、勅語奉読日、五月二十八日ノ諸式ハ學校長之ヲ挙行シ、始業、終業、入学、職員送迎、教生交替、児童役員任命ノ諸式ハ主事之ヲ行フ」(第二条)と規定している。ここでは、紀元節、天長節には「小学校令施行規則」第28条に規定する儀式を、一月一日には、そこから教育勅語「奉読」を除く儀式を行う(第二条)など、上述の滋賀県師範学校附属小学校とはその内容が若干異なっている。

そのほか、1900年代後半から1910年代に刊行された学校要覧や学校一覧、学校儀式に関する著書⁵³⁾などを検討すると、儀式に用いる唱歌や式次第について、細部では相違がみられるが、儀式内容の基本が定型化された「小学校令施行規則」第28条にもとづく学校儀式を基準にして、天皇・天皇制との関係で儀式の内容に軽重をつけて序列化するという共通性は指摘できる。戊申詔書(1908年)が発布されると、戊申詔書の「奉読」も学校儀式のなかで皇室関係儀式として重視されるようになった。学校においても「戊申詔書奉読式」が重要な儀式として位置づけられるようになり、「教育勅語奉読式」に準じた儀式として位置づけられるようになった。

このなかで、特に重要なのが卒業証書授与式の性格の変化である。1870年代の近代教育発足当時の学校は、近代化に寄与する人材養成の「場」として認識され、等級制にもとづく編制原理による個人主義的性格が強かった。明治初期の卒業証書授与(式)は、学校行事の試験と一体不可分の関係にあり、卒業証書授与(式)は、厳しい競争と試験に勝利したことを証立てし、厳しい試験に合格し、卒業を認められた生徒を祝うための個人的性格の強いものであり、天皇や皇室とは全く無関係のものであった。

森文政期以降、小学校觀に変化が見られるようになり、小学校が国民教育の「場」として意識されるようになり、1890年に教育勅語が発布されるに至り、小学校は教育勅語にもとづく国民を養成する「場」となり、個人よりも天皇の臣民になることを求められるようになった。「小学校祝日大祭日儀式規程」(1891年)、および「小学校令施行規則」(1900年)の第28条により、祝祭日学校儀式が定型化すると、それまで多様の形式で実施された卒業証書授与式もこれに準ずる内容へと転換した。1910年に帝国教育会が実施した「学校儀式挙行準則調査」による、卒業式の次第は以下のとおりである。

- 一 敬礼／二 唱歌(君が代)／三 勅語奉読／四 学事状況報告／五 証書授与／六 学校長告示／七 来賓祝辞／八 卒業生総代謝辞／九 卒業児童唱歌「仰げば尊し」／一〇 在校児童唱歌「螢の光」若クハ之ニ類スル送別ノ歌／一一 敬礼／(但シ(四)「学事報告」は之を省くことを得)⁵⁴⁾

この式次第は、長野県更級郡共和尋常高等小学校「儀式ニ関スル規程」に定める「証書授与式ノ次第」とほぼ同じであることが確認できるので⁵⁵⁾、この帝国教育会が実施した、「学校儀式挙行準則調査」による儀式次第（儀式内容）は、広く一般化していたといえよう。

入学式が学校行事の一つとして認識されるようになったのも1910年代のことである。入学式については、「入学式といふものをとりたてゝやらずに、学年始めの始業式と兼ねてこれをやるようにしたらよからうと思ふ」⁵⁶⁾、「各校従来の慣例、或は式場の都合を以て、始業式と一所に之を行ひ、其の次第中に『新入児童紹介』の一項を加へ、在学生には、新学年の注意と共に、幼児に対する心得を訓諭する事あるべしと雖も、本来は飽くまでも独立して挙行されるべきものにして、是非其彼の卒業証書授与式と並立せしむるべきものなりと考へる」⁵⁷⁾などと、独立した儀式の必要性についてその見解が一致していなかった。当時の儀式関係の著書や規程で確認できる入学式関係の式次第も、「（一）敬礼（二）校長訓話（三）唱歌『校歌或は金剛石』（四）敬礼」⁵⁸⁾、「一 着席 二 敬礼 三 唱歌（君が代） 四 校長訓辞 五 唱歌（皇御国） 六 敬礼 七 退場」⁵⁹⁾など、式の冒頭の「君が代」齊唱を実施するか否かなどそれぞれ違いが見られる。その他、始業式・終業式についても、入学式とほぼ同じ内容の次第をそれぞれの学校段階の「儀式規程」とする傾向が顕著になる。

おわりに

以上、近代学校制度の発足をみた1872年の学制発布から1910年代までを中心にして、全ての学校儀式が三大節学校儀式に準ずるものとなり、その結果として、次第に天皇制教化への「装置」になる過程を検討した。明治5年の学制発布により近代学校が発足し、その当初から開校式・開講式など学校儀式は存在したが、それは天皇制とは全く関係のないものであった。そもそも、1870年代の学校は、近代化に資する人材養成の「場」として認識されおり、試験による評価を前提とした等級制にもとづく編制原理のもと、個人主義的性格が強かつた。明治初期の卒業証書授与式（卒業式）は、厳しい競争・試験に勝利した「勝利者」を祝う儀式であり、天皇制や皇室とも全く関係のない、個人の学習の成果を確認し、試験成績の上位者を表彰する「場」であった。その儀式の内容も、定型化された様式があるわけではなく、多様な内容の儀式がそれぞれの目的で行われていた。

こうした儀式の性格に変化が生じたのは、学校教育を通じて国民、「臣民」を育成しようとした森文政期以降のことであった。森は、国家祝日における御真影に対して拝礼することで、天皇を媒介にして国家への忠誠を確認する祝日学校儀式の導入を内密に指示した。森有礼の学校教育の方針、すなわち、「人物第一、学力第二」により、学校の持つ意味が大きく変わるとともに、学校儀式が国民養成の「装置」として意識されるようになったが、この時点では教育と国体主義との関係はきわめて希薄なものであった。

教育勅語と第二次小学校令とにより、学校教育は、天皇・天皇制教化のための教化の「場」として、教授活動よりも訓育活動（訓練）を重視されるようになった。こうした構造について、

天野正輝は、「教授の対概念としての『訓育』が、天皇制国家に対する忠誠心の育成を主要な目的するようになり、一定の行動形式を器械的に反復練習することによって、統制された人格の形成を図ることが強く求められる」⁶⁰⁾と指摘するが、その典型がまさしく、定型化された学校儀式であった。教育勅語の趣旨徹底策の一つとして、式日における「奉読」が求められ、その後、1891年6月に「小学校祝日大祭日儀式規程」により、國家の祝日だけではなく神道の祭日までも学校儀式を挙行する式日とし、その内容まで詳細に定めた。その帰結が、1900年8月の「小学校令施行規則」第28条による三大節学校儀式の定型化であった。「君が代」斉唱、御真影への「拝礼」、教育勅語「奉読」、校長訓話、式歌斉唱という学校儀式の基本がここに完成した。それ以降、卒業式・入学式、始業式・終業式など、ほとんどすべての学校儀式が、三大節学校儀式の内容に準拠するようになった。皇室や天皇との関係の濃淡により三大節学校儀式が最も式目が多く、ついで、勅語等「奉読」式、卒業式、入学式など、式目を減らしながらも、学校儀式全体が、皇室・天皇に忠誠を尽くすことを目的にする内容に転化した。

近代学校発足以降、それぞれ別途の目的を持ち、独自の歩みを続けてきた卒業証書授与式、始業式・終業式、入学式などの学校儀式であるが、「小学校令施行規則」（1900年8月）の制定を契機にして、学校儀式のなかに「君が代」斉唱や教育勅語「奉読」が加えられ、次第に三大節学校儀式の内容に準ずるものへと転換した。天皇・天皇制との関係により、三大節学校儀式が最も重要な儀式と位置づけられ、以下、教育勅語奉読式、など天皇・天皇制に関わる儀式、卒業証書授与式（卒業式）、入学式など、式次第の数を減らしながら序列化された。第三次小学校令発布を経て、国定教科書制度の導入と義務教育年限延長により、戦前日本の義務教育制度が確立し、学校が、天皇制国家に対する忠誠心の育成の機能を強化されるようになった時期に、学校儀式全体が三大節学校儀式に準じる形に再編される傾向が顕著になり、卒業証書授与式（卒業式）、入学式、始業式・終業式などの儀式も天皇・天皇制教化の重要な「装置」として意識されるようになったのである。

天皇・天皇制教化のための「装置」としての学校儀式の再編は、1920年代以降も進んだ。1930年代になると、学校儀式の内容は教育勅語「奉読」が入学式に実施されることが一般化するようになるとともに、学校儀式全体が、四（三）大節学校儀式の内容に合わせるように再編される傾向が一層強まるようになる⁶¹⁾。その後も学校教育の訓育面において、学校儀式の重要性が一層強まった。戦時体制の教育制度の再編により、1941年3月に「国民学校令」が発布され、同年4月1日に施行され、国民学校制度が発足した。「国民学校令施行規則」（1941年3月、文部省令第4号）第1条第6項は、「儀式、学校行事等ヲ重ンジ、之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムヘシ」と、学校教育のなかでの儀式、学校行事の重要性を強調した。1920年代以降の学校教育における儀式や行事の位置づけをより一層深めることは重要な論点であるが、これは稿を改めて論じることにしたい。

注

- 1) 佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」『教育学研究』第30巻第3号、1963年9月がある。その他に、佐藤秀夫「解説」『続・現代史資料8 御真影と教育勅語』みすず書房、1994年などもあるが、基本的には、論旨に変化は見られない。
- 2) 籠谷次郎「明治期における学校儀式の成立——小学校祝日大祭日儀式規程をめぐって」『日本史研究』第132号、1973年3月。
- 3) 今野敏彦・山本信良『近代教育の天皇制イデオロギー——明治期学校行事の考察』新泉社、1973年、その後、山本信良は『学校行事の成立と展開に関する研究』紫峰図書、1999年、を発表し、1910年代以降の学校儀式以外の学校行事についても論じているが、基本的な視点に変化はみられない。
- 4) 宮坂朋幸「明治初年の開校式—京都府を事例として—」『教育文化』第22号、2013年。
- 5) 有本真紀『卒業式の歴史学』講談社選書メチエ546、2013年。
- 6) 佐藤秀夫「明治期における小学校觀の成立」『学校觀の史的研究 野間教育研究所紀要』第27集、1972年、同「学校觀の系譜」『教育学研究』第45集第2号、1978年6月、同「学校觀再考」『教育学研究』第58集第3号、1991年9月、天野正輝『教育評価史研究』東信堂、1993年、同「明治期における德育重視策の下での評価の特徴」『龍谷大学論集』第471号、2008年、山根俊喜「1890年代日本の小学校における試験制度と試験成績の分析——長野県日野尋常小学校を事例として」『鳥取大学教育地域科学部紀要 教育・人文科学』第4集第2号、2003年11月、同「明治前期小学校における生徒集団区分原理の展開——「日本の」学級システムの形成(2)」『鳥取大学教育学部教育実践研究指導センター研究年報』第9号、2000年3月。などの諸研究を挙げることができる。
- 7) 筆者は「小学校令施行規則(1900年8月)による学校儀式定型化の諸相」『教育学雑誌』第45号、2015年により、三大節学校儀式の儀式内容(式次第、勅語の奉読法、唱歌など)が明確になり、小学校令施行規則となるプロセスを検討した。その際、1900年代以降に、卒業式や入学式などの学校儀式も三大節学校儀式の内容に収斂していくことを仮説的に提示したが、詳細な論証は課題として残されていた。
- 8) 佐藤秀夫編『日本の教育課題5 学校行事を問い合わせ直す』東京法令、2002年、70頁。
- 9) 李月珊「寛政期昌平坂学問所の釈奠改革と『礼』の問題——教育世界の敬神と秩序」『日本思想史研究』第47号、2015年、50頁。
- 10) 前掲『日本の教育課題5 学校行事を問い合わせ直す』、81頁。
- 11) 同前、84頁。
- 12) 同前、81頁。
- 13) 同前、84頁。
- 14) 同前、97～98頁。
- 15) 同前、116頁。
- 16) 同前、117頁。
- 17) 同前。
- 18) 長野県教育史刊行会『長野県教育史』第9巻史料編3、1974年、636～37頁。
- 19) 秋田県教育委員会『秋田県教育史』第1巻資料編1、1981年、秋田県教育委員会、306頁。
- 20) 京都府教育会編『京都府教育史』上、1940年、611頁。

- 21) 千葉県教育会『千葉県教育史』卷二, 千葉県教育会, 1937年, 279頁。
- 22) 同前, 281頁。
- 23) 同前, 290頁。
- 24) 同前, 291~292頁。
- 25) 同前, 283頁。
- 26) 前掲『京都府教育史』上, 612頁。
- 27) 前掲『日本の教育課題5 学校行事を問い合わせる』133頁。
- 28) 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻, 宣文堂書店, 1972年, 686頁。
- 29) 宮内省編「明治二十年 御写真録」(宮内庁公文書館所蔵)。
- 30) 前掲『続・現代史資料8 教育1』, 7頁。
- 31) 同前, 29頁。
- 32) 海後宗臣『海後宗臣著作集 第10巻 教育勅語成立史の研究』東京書籍, 1981年, 206頁。
- 33) 国民精神文化研究所編『教育勅語渢発関係資料集 第二巻』国民精神文化研究所, 1939年, 432~433頁。
- 34) 同前, 433頁。
- 35) 前掲『続・現代史資料8 教育1』, 41頁。
- 36) 同前, 67~68頁。
- 37) 同前, 88頁。
- 38) 同前, 82頁。
- 39) 同前, 68頁。
- 40) 同前, 69頁。
- 41) 同前, 71~72頁。
- 42) 同前, 92~100頁。
- 43) 同前, 103~104頁。
- 44) 佐藤秀夫『教育の文化史1 学校の構造』阿吽社, 2004年, 124頁。
- 45) 前掲『森有礼全集』第一巻, 524頁。
- 46) 沢柳政太郎「我が小学教育の特長」沢柳全集刊行会『沢柳全集』第6巻, 沢柳全集刊行会, 1925年, 189頁。
- 47) 前掲『続・現代史資料8 教育1』, 112頁。
- 48) 同前。
- 49) 同前, 113頁。
- 50) 同前, 118頁。
- 51) 東京府立第四中学校『東京府立第四中学校一覧 明治四十二年十一月』1909年, 157頁。
- 52) 「第七 儀式規程」『大阪府天王寺師範学校一覧』大阪府天王寺師範学校, 1908年, 107~108頁。
- 53) 本稿では、滋賀県師範学校附属小学校『自明治三十五年四月一日至明治三十六年三月三十日 滋賀県師範学校付属小学校一覧』, 1920年, 千ヶ崎久米之助・矢口豊編『茨城県師範学校付属小学校調査要領』第二輯, 川又舎英堂, 1902年, 鹿児島県師範学校附属小学校『明治三十九年 鹿児島県師範学校附属小学校一覧』, 1906年, 相沢亀三郎『学校儀式要鑑』前川文栄閣, 1910年, 飯島利八『小学校の儀式に関する研究』開発社, 1911年, 岩手県師範学

校『岩手県師範学校一覧 大正二年三月』岩手県師範学校, 1913 年, などにより, 明治期後期の小学校レベルの儀式規程を検討した。

- 54) 前掲『学校儀式要鑑』, 81 ~ 82 頁。
- 55) 長野県教育史刊行会『長野県教育史』第 13 卷, 史料編 7, 1878 年, 411 頁。
- 56) 前掲『学校儀式要鑑』, 93 ~ 94 頁。
- 57) 前掲『小学校の儀式に関する研究』183 頁。
- 58) 同前, 182 頁。
- 59) 佐藤秀夫『統・現代史資料 9 御真影と教育勅語 2』みすず書房, 1996 年, 36 頁。
- 60) 前掲「明治期における德育重視策の下での評価の特徴」96 頁。
- 61) 「第四章 儀式ニ関スル規程」『愛媛県師範学校要覧』愛媛県師範学校, 1936 年, 275 ~ 278 頁, など, 1930 年代以降のそれぞれの学校の「儀式規程」を検討すると, 1910 年代に比べ, 全ての学校儀式が, 四(三)大節学校儀式の内容と類似する傾向を読み取ることができる。